2　この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の鉱業法（以下「旧鉱業法」という。）第二十一条第一項の規定による鉱業権の設定の出願であって、特定鉱物を目的とする鉱業権の設定に係るものは、新鉱業法第二十一条第一項の規定によりされた出願とみなす。

3　第一項の規定により新鉱業法第二十一条第一項の規定による試掘権の設定を受けたとみなされた試掘権者又は前項の規定により同条第一項の規定による試掘権の設定の出願をした者とみなされて同項の規定による試掘権の設定を受けた試掘権者は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による採掘権（当該試掘鉱区に重複してその目的となっている特定鉱物を目的とするものに限る。）の設定の出願をすることができる。

第四条　新鉱業法第五十一条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に相続その他の一般承継によって鉱業権を取得した場合については、適用しない。

第五条　旧鉱業権の鉱業権者に対する新鉱業法第五十五条の規定による鉱業権の取消し及びこの法律の施行の際現に存する租鉱権者に対する新鉱業法第八十三条の規定による租鉱権の取消しに関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

第六条　新鉱業法第七十条の二第二項の規定は、施行日前に鉱業権者が旧鉱業法第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合については、適用しない。

第七条　この法律の施行の際現に新鉱業法第百条の二第一項に規定する探査を行っている者は、施行日から起算して一月間（当該期間内に同項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法（以下「旧資源開発法」という。）第十六条の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金については、なお従前の例による。

第九条　前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に旧資源開発法の規定によってした処分、手続その他の行為については、旧資源開発法第三条の規定は、なおその効力を有する。

（鉱業抵当法の一部改正）

第十条　鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項中「採掘権」を「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条第一項ノ規定ニ依リ設定サレタ採掘権」に改め、同条第二項中「採掘権」を「前項ノ採掘権」に改める。

第四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣（鉱業法第百四十五条ノ規定ニ依リ同法第五十七条第一項ニ規定シタル経済産業大臣ノ権限ガ経済産業局長ニ委任サレテイルトキハ当該経済産業局長）」に改める。

（鉱山保安法の一部改正）

第十一条　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「含む。）」の下に「及び第六十三条の二」を加え、同条第二項中「、経済産業局長と協議して」を削る。

（採石法の一部改正）

第十二条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に、「行なう」を「行う」に、「第百八十条」を「第百三十五条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替えるものとする。

第三十九条第二項中「第百七十九条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第十三条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「第百七十八条」を「第百三十三条」に改める。

第二十三条第一項中「鉱業出願人」の下に「、鉱業申請人」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の項中「第二十一条第一項」の下に「、第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項」を加え、「第四十二条」を「第五十一条の三第一項」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第十五条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に、「第百八十条」を「第百三十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替えるものとする。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正）

第十六条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十五条中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「第百八十条」を「第百三十五条」に改める。

第三十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第十七条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条後段を削る。

第四十八条中「含む。）」の下に「及び第六十三条の二」を加え、「、同法第三十三条第二項中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」と」を削る。

（深海底鉱業暫定措置法の一部改正）

第十八条　深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条後段を削る。

第三十九条中「、「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」と」を削る。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第十九条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第九項、第二十六条第一項及び第二十七条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。